

## 北山村観光パンフレット作成業務委託 仕様書

### 1 委託名

北山村観光パンフレット作成業務委託

### 2 業務目的

北山村観光パンフレット「KITAYAMA MARK」は当初作成から5年が経過しており、増刷のたびに掲載内容の軽微な修正を実施してきた。旅行者の観光ニーズは時代と共に変化している中で、この度北山村観光パンフレットのリニューアルを行い、北山村の魅力や観光情報をわかりやすく掲載し、且つ現代の観光ニーズに即した観光パンフレットを作成する。

### 3 委託価格（契約上限額）

2,000,000 円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

### 4 業務期間

本業務の履行期間は、契約締結の日から令和7年7月15日までとする。

### 5 業務の実施

- (1) 観光パンフレット作成に係る企画立案、構成、デザイン・レイアウト、取材、写真撮影、印刷、製本等観光パンフレット作成に必要なすべての作業を行う。ただし、時期等の都合により 入手困難な写真等がある場合は委託者が所有する写真等を使用することができる。
- (2) 受託者は、委託者による原稿内容の確認及び校正を受けること。受託者は、委託者から修正および変更等の指示があった場合は速やかに対応すること。校正作業は、委託者が校了と判断するまで行うこと。
- (3) 各ページの詳細な説明に関しては、観光パンフレットから任意のWEBページにアクセスする仕掛けを盛り込み、アクセス先のWEBページに関しても整備すること。なお、WEBページに関しては、ランニングコストが掛からないものとし、委託者が簡単に編集できるものとする。WEBページは5ページ前後を想定している。  
例：各ページにQRコード等を掲載、スマートフォンで読み取り詳細な情報をネット上で閲覧する仕組みを作る。
- (4) 受託者は、契約金額の範囲において独自提案を積極的にすること。

### 6 パンフレットの内容

- (1) 北山村の自然、文化、歴史等の魅力を伝えるためにできるだけたくさんの写真を使用すること。四季折々の写真の掲載を必須とし、以下のイベントについても撮影、掲

載を必須とする。その他イベントについても積極的に盛り込むこと。

春…桜（3月から4月上旬）

夏…観光筏下り、ラフティング等のアクティビティ（5月から9月運航）、夏祭り  
（8月15日前後）※写真提供、ホタル（6月）

秋…雲海（10月から12月）、じゃばら（収穫時期11月）、じゃばら収穫祭（11月中  
旬）、各区の神社のお祭り（11月中）

冬…おくとろ温泉、筏作成（10月から3月）、大井不動明王祭（筏運航の安全祈願2  
月）

- (2) 情報発信ツールとして活用できるもので、思わず手に取ってみたいくなり、本村を訪問する動機付けとなるよう工夫すること。
- (3) 見やすく工夫された地図を掲載し、村内の位置関係等を視覚的に理解できるようにすること。また、北山村へのアクセスを分かりやすく示すこと。
- (4) 村内の観光スポット、飲食店等店舗の位置および情報を明確に記載すること。また、店舗等へのHP、SNS等へのアクセスを促すように工夫すること。

## 7 Webページの内容

- (1) 紙パンフレット、ウェブ上で閲覧できるパンフレット共にWebページにアクセスできる仕組みを構築すること。
- (2) 観光筏下りの歴史の記事、特産品「じゃばら」の歴史、魅力を伝え購買意欲をかきたてる記事、北山村が飛び地となった経緯の記事の3つは必須とし、その他のページに関しては、提案、打ち合わせ等で内容を定めること。
- (3) Webページについても、写真をできる限り使用し、閲覧する方に伝わりやすい工夫をすること。

## 8 パンフレットの規格等

以下の規格を基本とする。

サイズ等：A4判、中綴じ、16ページ以上（表紙含む）

紙質：マットコート紙135kg

刷色：フルカラー

部数：5,000部

## 9 成果品

成果品として、次のものを提出すること。

- (1) 観光パンフレット 5,000 部
  - (2) パンフレット電子データ
- ・ AI データ（アウトライン化前、アウトライン化済みの両方）

AI データは Adobe Illustratorで編集可能なデータとすること。

- ・ PDF データ（ホームページ等掲載用として容量を最適化したもの）
- ・パンフレット作成に使用した写真・テキスト・イラスト・地図等データ一式
- ・パンフレットに使用しなかった写真データ一式
- ・Webページ編集マニュアル

## 10 特記事項

- (1) パンフレットのデザイン及び掲載内容については、委託者と協議のうえ決定するため、企画提案による掲載内容及デザインは変更する場合がある。
- (2) 完成したパンフレットや原版及び本業務により生じたすべての所有権及び著作権法（昭和45年法律第48号。以下「法」という。）上の一切の権利（法第27条及び第28条を含む）は委託者に帰属するものとし、受託者及び受託者から再委託を受けたものは、本業務に関する事項について、法第17条に規定された著作者人格権を行使しないこと。
- (3) 前号で記された内容は、受託者が委託者に対し、成果品を引き渡した時点をもって、委託者に移転する。
- (4) 本業務により作成・提出された成果品は、委託者が自由に二次利用できるものとする。

## 11 その他

- (1) 受託者は業務遂行にあたり、委託者と十分な協議を行ったうえで業務を遂行し、進捗状況を随時報告すること。
- (2) 受託者は本業務の全てを再委託し、または請け負わせてはならない。ただし、本業務の一部を再委託し、または請け負わせる場合は事前に委託者と協議を行ったうえで、委託者が承諾した場合は、この限りではない。
- (3) 取材、作成に必要な一切の経費は、委託料に含むものとする。
- (4) 成果品は、他者の権利（所有権・著作権・肖像権）を侵していないこと。
- (5) 成果品の品質については、本仕様書の内容をすべて満たすものであること。委託者より改善の指摘があった場合は速やかに修正を行うこと。また、それに要する経費は受託者が負担すること。
- (6) 受託者は、本業務において受託者の帰責事由により発生した事柄に対し一切の責任を負う。
- (7) 受託者は、本業務において知り得た事項について漏洩してはならない。また本業務に用いた資料及び成果品等について、委託者の許可なく公表若しくは貸与してはならない。
- (8) 本仕様書に記載のない事項及び業務上疑義が生じた場合は、速やかに委託者・受託

者協議のうえ、処理すること。